

洛西“SAIKO”サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 市民、事業者とともに、洛西ニュータウンの再生や働く場の創出、移住・定住の促進、子育て環境や生活利便性の向上等、洛西“SAIKO”プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）が掲げる洛西地域全体の活性化を図るため、「洛西“SAIKO”サポーター（以下「サポーター」という。）制度」を創設する。

(登録資格)

第2条 前条の趣旨に賛同する個人又は団体は、サポーターになることができる。ただし、次の各号に該当するものは除く。

(1) 政治団体

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体

(3) 法令や公序良俗に反する行為をしているもの

(登録申込)

第3条 サポーターになろうとする者は、洛西“SAIKO”サポーター登録申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、洛西担当区長（以下「担当区長」という。）に提出するものとする。

(活動内容)

第4条 サポーターは第1条の趣旨に沿い、可能な範囲で次に掲げる活動を行う。

(1) プロジェクトの応援及び情報発信

(2) 洛西地域の魅力の発掘及び発信

(3) 洛西地域を訪れる又は楽しむ

(4) その他洛西地域の活性化に資する活動

(登録の取消し)

第5条 担当区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターの登録を取り消すことができる。

(1) 登録の取消しの申出があったとき

(2) 死亡又は団体が消滅したとき

(3) 長期にわたり連絡が取れないとき

(4) 第1条の趣旨に反する行為を行った又は行うおそれがあると認めるとき

(5) その他、サポーターとして適当でないと認めるとき

(個人情報)

第6条 サポーターの個人情報は、サポーターの管理、運営及び活動のために利用するほか、洛西支所又は洛西支所が構成員となっている組織において実施する事業をサポーターに案内するために利用することがある。

(免責事項)

第7条 京都市は、サポーターの活動に起因又は関連して当該サポーター又は第三者に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとする。

(庶務)

第8条 サポーター制度の庶務は洛西支所地域力推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、サポーター制度に関して必要な事項については、その都度、担当区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。